

飛幡ビル レンタルオフィス利用申請書

飛幡ビル 御中		申込日	年	月	日
申請者: 住所					
氏名					
電話番号					
緊急連絡先()					
飛幡ビル レンタルオフィス利用規約に同意し、以下のとおり、利用申込を申請します。					
1	利用者名(利用団体名)				
2	利用人数	(人)			
3	利用期間、利用日数	年 月 日 ~ 年 月 日 (日間)			
4	利用目的				
5	利用料	金 円			
6	備考	当ビルテナント様ご利用の場合の利用料は、当月末締め翌月末までの支払いとする。			

※利用料 : 1,000円(税込1,100円)/時間 ・ 5,000円(税込5,500円)/日 ・ 100,000円(税込110,000円)/月

《飛幡ビル レンタルオフィス利用規約》

株式会社スピナ(以下「甲1」という)と日鉄興和不動産株式会社(以下「甲2」という)(「甲1」と「甲2」を総称して「甲」という)が、管理、運営する飛幡ビル(以下「当ビル」という)のレンタルオフィス(以下「本施設」という)において、レンタルオフィス利用者(以下「乙」という)が、円滑かつ適正に利用していただくための利用規約(以下「本規約」という)を以下の通り定める。

(利用目的、サービス内容)

本規約は、甲が提供する以下のサービス(以下「本サービス」という)に関し共通して適用されるものとし、乙は、甲が定めるサービスの目的以外での利用をしてはならない。

- (1)レンタルオフィスの利用
- (2)給湯室、トイレ等の共有スペースの利用
- (3)その他甲が定める利用方法

(利用日、利用時間)

本サービスの利用可能日は、原則日祝日及び甲の指定する当ビルの休館日以外の土曜日を含む平日とする。

- 2 本サービスの利用時間は、利用開始日の午前9時から利用終了日の午後6時までとする。
- 3 その他利用開始日と利用終了日以外の利用日における本サービスの利用時間は、午前8時から午後8時までとする。

(利用料、返金)

乙は、本サービスの利用申込に際し、利用開始日の前日までに、甲の定める利用料を次の銀行口座に振り込み支払う。この場合、振込手数料は乙の負担とする。

西日本シティ銀行 八幡駅前支店 普通0171596 株式会社スピナ(金融機関コード 0190-244)
福岡銀行 八幡支店 普通0265259 株式会社スピナ(金融機関コード 0177-411)

- 2 乙の申込利用日数が2日以上の場合、その1/2を超えた利用途中で乙が解約を希望したとしても返金を行わない。
- 3 乙の申込利用日数が2日以上の場合、その1/2に満たない利用途中で乙が解約を希望したとき、残日数分の返金を行う。この場合、解約翌月の末日までに、甲は乙の指定する口座に振り込み返金する。
- 4 本サービスにおいて、甲より乙に有料にて貸し出される備品等の利用料に関しては、本サービス終了時に精算し、現金にて支払う。

(禁止事項)

乙は、本サービスを利用するにあたり、次の各号の定めに違反しない。

- (1) 当ビル及び本施設内への火器等の危険物や違法性のある機器、物品の持ち込みの禁止。
- (2) 当ビル及び本施設内に居住又は宿泊することの禁止。
- (3) 甲が指定した場所以外での喫煙の禁止。
- (4) 当ビルの共有スペースを占有すること。又は物品を置くことの禁止。
- (5) 当ビル又はその周辺において、著しく粗野、もしくは乱暴な言動を行い、甲及び第三者に不安を覚えさせる行為の禁止。
- (6) 当ビル又はその周辺での営業行為、宗教活動及び政治活動等の禁止。
- (7) その他甲が不適切と判断する事業、又は行為の禁止。

(利用資格の剥奪)

甲は、乙が次の各号の一つに該当する場合、何等催告を要することなく、直ちに乙の本サービスの利用資格を剥奪し、即時解約をすることができる。この場合、利用料の返金は行わない。

- (1) 禁止事項の定めに違反したとき。
- (2) 乙が法人である場合において、破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算及びこれらに類する倒産手続等の開始申立を行ったときもしくはそれらの申立を受けたとき。
- (3) 乙が本サービスを利用するにあたり、乙の責に帰すべき重大な事由が生じたとき。

(原状回復)

乙は、利用期間の終了に際し、机、椅子等の備品を定位置に戻し、乙の持ち込んだ物の撤去、本施設内の清掃を行い、利用開始前の状態に回復させる。

- 2 乙は、本サービスの利用中に、乙の責により、備品や壁、床等に破損を生じさせた場合、乙は、速やかに甲に報告するとともに、実費にてその修繕費を精算する。

(損害賠償)

乙又は乙の関係者が、本サービスの利用に際し、その責に帰する事由により甲に損害を与えた場合、乙は甲に対して、損害相当額(直接的な損害の他、間接的な損害等を含む)を賠償する。

(不可抗力)

地震、風水害等の天変地異や、火災、停電等その他不可抗力と認められる甲乙双方の責に帰さない事由により本サービスの提供、利用ができなくなった場合、甲又は乙に損害が生じたとしても、互いにその責を負わない。

(反社会的勢力排除)

乙は、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者、又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)に該当しないことを確約のうえ、甲の提供する本サービスを利用することができる。

- 2 本サービスの利用開始後に、乙が反社会的勢力であることが明らかになった場合、甲は直ちに乙の利用資格を剥奪し、即時解約をすることができる。この場合、利用料の返金は行わないとともに、乙に損害が生じたとしても、甲は一切その損害を賠償する責任を負わない。

(個人情報)

甲は、本サービスの申込又は利用を通じて知りえた乙の個人情報について、個人情報保護に関する法律、その他関連する法令等を遵守し、善良なる管理者の注意をもって管理する。

- 2 乙は、次の各号に該当する場合、乙の個人情報を甲により開示、提供をすることを承諾する。
 - (1) 乙又は公共の安全を守るために緊急の必要がある場合。
 - (2) 法令等により開示、もしくは提供が必要とされる場合。
 - (3) その他甲が必要不可欠と判断する合理的かつやむを得ない事由が生じた場合。

(免責)

甲は、本サービス運営に関して故意又は重大な過失がない限り、乙に対しその責を負わない。

(協議事項)

甲及び乙は、本規約に定めのない事項及び本規約の解釈について疑義が生じた場合、双方が誠意をもって協議し、解決するものとする。

以上

飛幡ビル 管理室	
受付日	担当者
年 月 日	